

投信積立サービス約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 取引の申込み</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様と当社との間の本契約は成立するものとし、<u>インターネット</u>による投信積立サービス(以下「本サービス」といいます。)を本約款に基づいてご利用になることができます。</p> <p>(1) 「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に従いオンライントレードの利用申込をしていること</p> <p>(2) 「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みをしていること</p> <p>(3) 積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締結していること</p> <p>3. お客様は、<u>インターネット</u>により本契約の申込みを行うものとします。</p> <p>4. (省 略)</p>	<p>第2条 取引の申込み</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様と当社との間の本契約は成立するものとし、<u>当社所定の方法</u>による投信積立サービス(以下「本サービス」といいます。)を本約款に基づいてご利用になることができます。</p> <p>(1) 「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に従いオンライントレードの利用申込をしていること</p> <p>(2) 「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みをしていること</p> <p>(3) 積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締結していること</p> <p>3. お客様は、<u>当社所定の方法</u>により本契約の申込みを行うものとします。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第3条 注文日・金額の指定</p> <p>1. お客様は、<u>インターネット</u>により当社所定の方法で、買付頻度、および注文日を指定し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、買付頻度、金額若しくは単位を随時、変更することができるものとします。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第3条 注文日・金額の指定</p> <p>1. お客様は、当社所定の方法で、買付頻度、および注文日を指定し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、買付頻度、金額若しくは単位を随時、変更することができるものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第4条 買付投資信託の指定</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様は、<u>インターネット</u>により、対象投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するものとします(以下、指定した投資信託を「指定投資信託」といいます。)</p> <p>3. お客様は、指定投資信託の指定に際しては、指定投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(以下、総称して「目論見書等」といいます。)の内容を確認し、その内容についてご理解いただいているものとします。<u>目論見書等の交付および指定投資信託に関しお客様に対して行うべき通知は、法令諸規則に従い書面に代えて電磁的方法により行うものとします。</u></p> <p>4. (省 略)</p>	<p>第4条 買付投資信託の指定</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. お客様は、<u>当社所定の方法</u>により、対象投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するものとします(以下、指定した投資信託を「指定投資信託」といいます。)</p> <p>3. お客様は、指定投資信託の指定に際しては、指定投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(以下、総称して「目論見書等」といいます。)の内容を確認し、その内容についてご理解いただいているものとします。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第7条 買付の時期および価額</p> <p>1. 第3条および第4条に従ってお客様が買付を行なう場合、当社は、当社所定の時点において、<u>「オンライントレード・コンタクトセンター取</u></p>	<p>第7条 買付の時期および価額</p> <p>1. 第3条および第4条に従ってお客様が買付を行なう場合、当社は、当社所定の時点において、<u>当社の定める方法</u>により買付可能金額の計算を</p>

現行	改正
<p>扱規定」第2章第8条2号に定める方法により買付可能金額の計算を行ったうえで、買付注文を受付けるものとします。</p>	<p>行ったうえで、買付注文を受付けるものとします。なお、お客様からお届けをいただいている投資経験、投資目的等から見て著しく過剰な数量であると当社が判断した場合又はお客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合は、新たな買付取引のご注文の金額・数量について制限を設けることがあります。</p>
<p>2. ～6. (省 略)</p>	<p>2. ～6. (現行どおり)</p>
<p>第8条 申込内容の変更</p> <p>1. 指定投資信託、注文日若しくは金額の変更又は指定投資信託の解除は、お客様がインターネットにより行うものとします。</p> <p>2. お客様は、当社に対し、注文日の前営業日までに前項の変更または解除を申込みものとします。</p> <p>3. 当社は、お客様から申込みを受けた後、変更手続きが完了する時点において申込内容の変更又は解約があったものとして取扱います。</p>	<p>第8条 申込内容の変更</p> <p>1. 指定投資信託、注文日若しくは金額の変更又は指定投資信託の解除は、お客様が当社所定の方法により行うものとします。 (削 除)</p> <p>2. 当社は、お客様から前項の変更又は解除の申込みを受けた後、手続きが完了する時点において申込内容の変更又は解約があったものとして取扱います。</p>
<p>第10条 本契約の解約</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様は、解約の申出を行う場合、当社に対し、注文日の前営業日までに申出のものとします。</p> <p>3. 当社は、お客様から前項の申出を受けた後、解約手続きが完了する時点において解約があったものとして取扱います。その他の事由により解約される場合には、当社が定める時期に解約があったものとして取扱います。</p>	<p>第10条 本契約の解約</p> <p>1. (現行どおり) (削 除)</p> <p>2. 当社は、お客様から前項第1号の申出を受けた後、解約手続きが完了する時点において解約があったものとして取扱います。その他の事由により解約される場合には、当社が定める時期に解約があったものとして取扱います。</p>
<p>附 則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附 則 この約款は、<u>2022年7月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>